

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 4 年 6 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 27 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 土	靖
岐阜県監査委員	長 縄	直 子
岐阜県監査委員	南	圭 一

財務監査及び行政監査の結果

令和4年7月27日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
（同条第4項の規定による定期監査として実施）
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和3年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	212 機関のうち、11 機関		
教育委員会	98 機関のうち、22 機関		
公安委員会	60 機関のうち、4 機関		
その他（上記以外）	13 機関のうち、なし	計	383 機関のうち、37 機関（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり13機関において5件の指摘事項、10件の指導事項が見受けられたので、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	総務部	職員研修所	6月28日	書面	—	—	—	5/23（書面）
2	清流の国推進部	東京事務所	6月28日	書面	—	—	—	5/23（書面）
3	危機管理部	消防学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23（書面）
4	環境生活部	現代陶芸美術館	6月28日	書面	—	—	—	5/26（実地）
5		図書館	6月28日	書面	—	1	—	5/13（実地）
6		文化財保護センター	6月28日	書面	—	—	—	5/17（実地）
7	健康福祉部	西濃子ども相談センター	6月28日	書面	—	—	—	5/23（書面）
8		東濃子ども相談センター	6月28日	書面	—	—	—	5/23（書面）
9	商工労働部	計量検定所	6月28日	書面	—	—	—	5/23（書面）
10	都市建築部	東部広域水道事務所	6月29日	実地	1	—	—	5/19（実地）
11		リニア推進事務所	6月28日	書面	—	—	—	5/23（書面）
12	教育委員会	岐阜北高等学校	6月16日	実地	—	—	—	5/12（実地）
13		加納高等学校	6月28日	書面	1	—	—	5/23（書面）

14	教育委員会	羽島北高等学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)	
15		岐阜総合学園高等学校	6月28日	書面	—	1	—	5/23 (書面)	
16		岐阜城北高等学校	6月16日	実地	—	—	—	5/12 (実地)	
17		岐阜商業高等学校	6月16日	実地	—	3	—	5/12 (実地)	
18		岐南工業高等学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)	
19		各務原高等学校	6月28日	書面	—	1	—	5/23 (書面)	
20		大垣桜高等学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)	
21		海津明誠高等学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)	
22		関高等学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)	
23		八百津高等学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)	
24		東濃実業高等学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)	
25		可児高等学校	6月28日	書面	1	—	—	5/23 (書面)	
26		多治見高等学校	6月29日	実地	—	1	—	5/20 (実地)	
27		多治見北高等学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)	
28		土岐紅陵高等学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)	
29		中津高等学校	6月28日	書面	—	1	—	5/23 (書面)	
30		斐太高等学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)	
31		岐阜盲学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)	
32		岐阜聾学校	6月28日	書面	1	—	—	5/23 (書面)	
33		東濃特別支援学校	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)	
34		公安委員会	岐阜北警察署	6月28日	書面	—	1	—	5/23 (書面)
35			大垣警察署	6月28日	書面	1	—	—	5/23 (書面)
36			可児警察署	6月28日	書面	—	1	—	5/23 (書面)
37			高山警察署	6月28日	書面	—	—	—	5/23 (書面)
計		指摘事項等のあった機関数： 13 機関				5 件	10 件	0 件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
図書館	指導事項	時間外勤務について、労働基準法第36条に基づく時間外労働・休日労働協定を締結後、行政官庁へ届け出た上で時間外勤務を命ずべきところ、届出前に職員9名に対して時間外勤務を命じていたので、今後は適正に処理されたい。
東部広域水道事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として118,360円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
加納高等学校	指摘事項	公務中にデスクトップ型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、前年度も同様の事案で指導したにもかかわらず、修繕料72,600円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

岐阜総合学園高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料36,300円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜商業高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料36,300円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	建設工事に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	産業廃棄物の処理に係る事務において、産業廃棄物の保管場所には法令等に定められた掲示板を設置すべきところ、設置されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
各務原高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた3件の毀損事故について、修繕料108,900円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
可児高等学校	指摘事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、前年度も同様の事案で指導したにもかかわらず、修繕料等36,300円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見高等学校	指導事項	行政財産の目的外使用に伴う管理費の収入事務において、納入通知書の納期限を納入通知書発付日である令和3年4月12日から20日以内とすべきところ、令和2年4月20日としていたので、今後は適正に処理されたい。
中津高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料36,300円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜聾学校	指摘事項	職員駐車場用の土地に係る2件の賃貸借契約の支出事務において、債権者である土地の所有者からの請求書ではなく、土地の所有者から賃貸借料の受領の委任を受けていたものの請求の委任を受けていない第三者からの請求書により支払いがされていたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜北警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として30,966円の費用負担が発生するとともに、部品交換費用として10,670円（うち相手方負担分5,335円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として413,624円の費用負担が発生するとともに、修繕料110,737円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
可児警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として15,398円の費用負担が発生するとともに、修繕料68,453円（うち相手方負担分47,917円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

